

あすか苑デイサービスセンター

# 運 営 規 程



令和7年3月1日発行  
複製厳禁：あすか苑株式会社

(事業の目的)

- 第1条 1 あすか苑株式会社が開設する「あすか苑デイサービスセンター」(以下、「事業所」という)が行なう地域密着型通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業における通所介護の事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下、「生活相談員等」という)が、要介護状態(介護予防通所介護にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業における通所介護を提供する事を事業の目的とする。
- 2 前項の目的の為、事業所が行う通所介護事業(以下、「事業」という)の適正な運営上必要とされる人員及び管理運営について、以下に定めるものとする。

(運営の方針)

- 第2条 1 通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行なう事によって、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防 日常生活支援総合事業における通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なう事によって、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたり、関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療機関、福祉サービス、その他関係団体等とよく連携を図り、総合的な福祉サービスの提供がご利用になられるよう、配慮する。

(事業所の名称及び事業運営会社について)

- 第3条 1 事業を行う事業所の名称と所在地及び運営会社の名称と所在地は、次のとおりである。

(事業所)

- ①名 称 あすか苑デイサービスセンター  
②所在地 長野県上田市前山397番地8

(運営会社)

- ①名 称 あすか苑株式会社  
②所在地 長野県上田市前山397番地口

(職員の職種、職務内容及び員数)

第4条 1 職種及び職務内容は、次のとおりとする。

1) 管理者

職務内容：事業の適正な運営管理、職員の管理及び業務管理等

2) 生活相談員

職務内容：通所介護及び介護予防通所介護の提供

通所介護計画の作成、利用者及びその家族の相談業務、  
関係各所への情報伝達・連絡調整等

3) 介護職員

職務内容：通所介護及び介護予防通所介護の提供及びそれ  
に関わる報告等

4) 看護職員

職務内容：ご利用者の健康状態の確認等

5) 機能訓練指導員

職務内容：通所介護及び介護予防通所介護の提供  
機能訓練指導等

2 員数は、次のとおりとする。(常勤には短時間正規職員を含む)

職 種	常 勤 (人)	非常勤 (人)
管理者	1名	
生活相談員	1名以上	1名以上
介護職員	2名以上	2名以上
看護職員		1名以上
機能訓練指導員		1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 1 営業日は、次のとおりとする。

月、火、水、木、金

(但し、8月13日から8月16日及び12月31日から翌年1月3日  
までを除く) を営業日とする。

2 営業時間は、次のとおりとする。

8時30分から17時30分まで

(サービス提供時間 9時00分から16時30分まで)

なお、営業時間外の連絡については、電話にて対応するものとする。

(通所介護及び介護予防 日常生活支援総合事業における通所介護の利用定員)

第6条 1 通所介護及び介護予防通所介護の利用定員は、次のとおりとする。

1 単位：16名（地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業）

(通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業における通所介護の内容

及び利用料等)

第7条 1 当事業所の通所介護及び介護予防通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 1) 自宅～事業所間の送迎
- 2) 入浴介護及び必要に応じての清拭介護
- 3) 食事提供及び見守りと一部食事介護
- 4) 必要に応じての整容、歯磨き、爪切り介助等
- 5) 健康状態の確認等
- 6) アクティビティ（介護予防）の提供
- 7) 日常生活動作の機能訓練の提供

2 通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準に基づき、介護報酬告示上の額とする。

当該サービスが法定代理受領サービスとする場合、介護保険報酬の内の、各利用者の介護保険負担割合証に基づく費用を利用者負担分とする。

3 第9条の通常の実施地域を越えて行なう通所介護及び介護予防通所介護に要した送迎の費用は、事業所からの片道が10km未満である場合、片道700円、事業所からの片道が10km以上である場合は、片道1,400円とする。

4 食費は、1食800円とする。（おやつ込み）

5 オムツ代は、リハビリパンツ200円/枚、アテント型オムツ450円/枚、尿取りパット50円/枚とする。

6 日常生活において必要となる費用については、ご利用者の実費負担とする。

7 前各項の費用の支払いを受けるにおいて、ご利用者またはご家族に対して事前に文書で説明を行なった上で、支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けるものとする。

(緊急事等における対応方法)

第8条 1 生活相談員等は、通所介護を実施中に、ご利用者の病状に急変あるいはその他の緊急事態が生じた場合、速やかにご家庭及び主治医、関係各所に連絡し適切な処置を講じ、更には管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 1 通常の事業の実施地域は、上田市内の次の地区とする。

通常の事業の実施地域
旧市町村名にて表示 上田（諏訪形、御所、中之条）、川辺、東塩田、中塩田 西塩田、別所、室賀、浦里、泉田

(サービスのご利用にあたっての留意事項)

第10条 1 生活相談員等は、ご利用者に適切な通所介護及び介護予防通所介護を受けていただくよう、ご利用者的心身状態に配慮しなければならない。

2 生活相談員等は、事前に次の事項について留意いただくよう、ご利用者にお話ししなければならない。

- ① ご気分が悪くなった場合、速やかに申し出ていただく。
- ② 事業所の施設を適切にご利用いただき、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 予定時刻に遅れる等のアクシデントが生じた場合、送迎サービス等が適切に受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 1 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に防災訓練を行なう。

(虐待防止措置に関する事項)

第12条 1 事業所は、虐待の発生及び再発を防止する為、次の事項定める。

- ① 事業所における虐待防止委員会を設置し、委員会主催による研修及び勉強会を年2回（6月と12月を予定）定期的に開催して（必要に応じて更に随時開催）、当該議事を全職員に周知徹底する。
- ② 虐待防止指針として虐待防止マニュアルを定め、全職員に周知徹底する。
- ③ 第12条1の①項及び②項の適切な実施の為、虐待防止委員会委員長を職員の中から任命し、専任担当者として設置する。

**(その他運営についての留意事項)**

**第 13 条 1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図る為、次のとおり研修の機会を設けるものとする。**

- 1)採用時研修 採用後 1 ヶ月以内に実施する
- 2)継続研修 職員 1 人につき年 1 回程度実施
- 2 利用者及び家族より要望もしくは苦情等の申し立てがある場合、書面にて、または面談、あるいは電話にて適切にかつ真摯に対応する。

**(個人情報についての守秘義務及び関連事項)**

**第 14 条 1 生活相談員等は、業務上知り得たご利用者またはその家族の個人情報をみだりに第 3 者に漏らしてはならない。**

**2 職員は、その退職後もこれらの個人情報をみだりに第 3 者に漏らしてはならない。**

**3 利用者にサービスを提供する上で、関係各所と連携を図る必要性がある場合、これらの個人情報について必要な部分のみ関係各所に連絡するものとする。**

**(協議事項)**

**第 15 条 1 この規程についての解釈上の疑義、その他定めのない事項等が生じた場合、利用者と事業所は話し合いをもって解決を図るものとする。**

**(附則)**

**この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。**

## **(会議設置規程)**

あすか苑デイサービスセンターにおいて、運営上、必要とされる会議は以下のとおり定めるものとする。

### **1. 運営推進会議**

開催時期：年2回（6月及び12月） 10時30分～11時30分

出席 席：ご利用者様・ご家族様、地域住民代表、上田市職員、

地域包括支援センター職員、施設管理者及び生活相談員

内容：施設運営状況・運営方針、行事予定等の周知及び意見徵収

### **2. 職員会議**

開催時期：毎月第2月曜日 17時00分～17時30分

出席 席：本社役員、デイサービスセンタースタッフ一同

内容：会社の運営状況・運営方針の周知及び意見徵収

### **3. デイ会議（職員会議に引き続き）**

開催時期：毎月第2月曜日 17時30分～18時00分

出席 席：デイサービスセンタースタッフ一同

内容：デイサービス施行上の注意事項の確認、意見徵収

### **4. 看護会議**

開催時期：適時 14時～14時30分（管理者より周知）

出席 席：デイサービスセンター管理者及び看護職員

内容：デイサービス施行時の看護上の注意事項の確認、意見徵収

### **5. 虐待防止委員会**

開催時期：年2回（6月及び12月） 18時00分～18時30分

出席 席：デイサービスセンタースタッフ一同

内容：虐待防止に関する事例検証、研修及び当該事項への意見徵収

### **6. 行催事会議**

開催時期：毎月最終金曜日 18時00分～19時00分

出席 席：デイサービスセンター介護職員一同

内容：年間行催事計画立案と見直し及び意見徵収

以上